

学則変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

国際教養学部 言語文化学科	3年次編入学定員	5名	→	0名
	収容定員	610名	→	600名
法学部 国際関係法学科	3年次編入学定員	5名	→	0名
	収容定員	310名	→	300名
総合政策学科	入学定員	70名	→	75名
	収容定員	280名	→	300名

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学では、国際教養学部言語文化学科及び法学部国際関係法学科 3年次編入学定員を設けてきたが、定員が未充足のことが多いため、法学部総合政策学科の入学定員に付替えることにより、この状況を改善する。（収容定員に変更なし）

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

なし

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当なし

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

該当なし